

## 国民年金保険料の免除制度

(町民税務課)

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人からの申請により承認されると保険料の納付が免除になります。免除には、全額免除と3段階の一部免除(2分の1免除、4分の1免除、4分の3免除)があります。

納付する月々の保険料額は次のとおりです。(平成27年度)

4分の1免除 11,600円  
2分の1免除 7,800円  
4分の3免除 3,900円

これらの制度をご利用いただく場合には、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件となります。

○対象期間 7月から翌年6月

○申請 町民税務課②窓口

○持参するもの 印鑑

失業による申請の場合は、

「雇用保険受給資格者証」

「雇用保険被保険者離職票」

このほか猶予または免除の制度として、次のものがあります。

▼「若年者猶予制度」30歳未満

の方の保険料が猶予(所得審査あり)

▼「学生納付特例制度」学生の方の保険料が猶予(所得審査あり)

あり)

▼「法定免除」障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方の保険料が免除保険料の免除や納付猶予になった期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができず、また、老齢年金の受給資格期間(25年間)にも算入されず。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給期間算入)
	受給期間 への算入	年金額への 反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	※2	○
一部納付 ※1	○	※3	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※1 一部納付の承認を受けている期間は、一部納付の保険料を納付していることが必要

※2 2分の1が国庫負担される

(平成21年4月分から)

※3 4分の1納付は「5/8」が反映

2分の1納付は「6/8」が反映

4分の3納付は「7/8」が反映

(いずれも平成21年4月分から)

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

下館年金事務所

☎0296(25)0829

## 所得の申告、お忘れではありませんか？

(町民税務課)

前年中に給与賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町民税の納税通知書が6月に到着しなかった方(町民税の給与天引きによる納税者及び非課税者は除く)は、所得の確定申告が必要となる場合があります。

前年に収入がなくても、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている方、非課税証明書等が必要になる方は必ず申告してください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

## 個人住民税の特別徴収(給与天引き)

(町民税務課)

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)納入していただく制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられています。

茨城県と県内すべての市町村

では、平成27年度から一斉に原則特別徴収により納めていただくことになっています。

特別徴収の場合は、従業員が金融機関に向く手間が省けるなど、納税者の利便向上につながります。事業主の皆様には、ご理解・ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

## 休耕農地の管理は適正に

(産業課)

夏季は雑草にとって繁茂しやすい環境です。雑草が繁茂しますと、状況や土地の所在によっては、次のような影響が生じることが想定されます。

- ・病害虫が発生し、近隣の農地に営農上の支障をきたす恐れ
- ・道路や歩道に雑草が伸び渡り、歩行者等の安全の確保に支障をきたす恐れ
- ・伸びた雑草により周囲の視界が狭まり、ゴミや産業廃棄物等の不法投棄を誘発する恐れ等があります。

地域の農地を保全するために適宜、草刈りを行うなど、農地の適正な管理に努めていただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582 (直通)